

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		南下新井汚水処理施設の使用料の徴収																												
根拠条例・規則等名		さいたま市南下新井汚水処理施設条例																												
条 項		第 1 1 条																												
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-646-3248)																												
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>さいたま市南下新井汚水処理施設の使用料の額は、さいたま市下水道条例第 1 7 条第 1 項の規定を準用して算定する。</p> <p>さいたま市下水道条例第 1 7 条の規定により、使用料の額は、基本使用料と次の表に掲げる区分に応じて算出する従量使用料を合計した額に 100 分の 110 を乗じて算定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="534 907 1364 1310"> <thead> <tr> <th>汚水種別</th> <th colspan="2">単価区分</th> <th>単価 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">一般汚水</td> <td colspan="2">基本使用料</td> <td>666円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">従量使用料 (1㎡につき)</td> <td>1㎡から10㎡までの分</td> <td>17円</td> </tr> <tr> <td>10㎡を超え30㎡までの分</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡までの分</td> <td>174円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡までの分</td> <td>218円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え200㎡までの分</td> <td>272円</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超え500㎡までの分</td> <td>298円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え1,000㎡までの分</td> <td>352円</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超え5,000㎡までの分</td> <td>385円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超える分</td> <td>413円</td> </tr> </tbody> </table>		汚水種別	単価区分		単価 (税抜)	一般汚水	基本使用料		666円	従量使用料 (1㎡につき)	1㎡から10㎡までの分	17円	10㎡を超え30㎡までの分	140円	30㎡を超え50㎡までの分	174円	50㎡を超え100㎡までの分	218円	100㎡を超え200㎡までの分	272円	200㎡を超え500㎡までの分	298円	500㎡を超え1,000㎡までの分	352円	1,000㎡を超え5,000㎡までの分	385円	5,000㎡を超える分	413円
		汚水種別	単価区分		単価 (税抜)																									
一般汚水	基本使用料		666円																											
	従量使用料 (1㎡につき)	1㎡から10㎡までの分	17円																											
		10㎡を超え30㎡までの分	140円																											
		30㎡を超え50㎡までの分	174円																											
		50㎡を超え100㎡までの分	218円																											
		100㎡を超え200㎡までの分	272円																											
		200㎡を超え500㎡までの分	298円																											
		500㎡を超え1,000㎡までの分	352円																											
		1,000㎡を超え5,000㎡までの分	385円																											
5,000㎡を超える分	413円																													
設定等年月日	平成 17 年 3 月 25 日設定 平成 26 年 3 月 25 日最終改正																													
備 考																														